

配偶者が育児休業をすることができないことの申告書

以下に記載する私の配偶者は、育児休業支援手当金の対象となる子の出生日の翌日時点で、以下の理由により子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内において育児休業をすることができないことを申告します。

フリガナ	配偶者の生年月日		
配偶者の氏名	昭和・平成	年	月 日生

※ 該当するチェック欄(いずれか一つ)に✓を入れ、該当する必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者が育児休業をすることができない理由	必要書類
☐	①日々雇用される者であるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
☐	②育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者(※)であるため (※)子の出生日又は出産予定日のうち遅い日から起算して56日を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかな有期雇用労働者が該当します。	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※以下の欄も記入してください。 労働契約の終了予定日 令和 年 月 日 子の出生日又は出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
☐	③労使協定に基づき事業主から育児休業の申出を拒まれたため ⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合に限られます。該当するものに○をつけてください。 (ア)子の出生日の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 (イ)育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ウ)出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (エ)1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・労使協定に基づき育児休業を取得できない労働者に該当することがわかる書類及び労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
☐	④公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかったため	・任命権者からの不承認の通知書の写し
☐	⑤配偶者が雇用される労働者ではあるが、期間を定めて雇用される者である等の理由により、育児休業の取得要件を満たさないため(※) (※)配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合は該当しません。	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し

公立学校共済組合大阪支部長 様

令和 年 月 日

組合員氏名